

文書分類番号	G034
保存期間	5年

広交規第172号

平成27年2月3日

各 警 察 署 長 様

交 通 部 長

モーターホーム等及び離島居住者に係る使用の本拠の位置の特例及び事務
処理要領について（通達）

みだしのことについては「大型キャンピング車等及び離島居住者に係る自動車の使用の本拠の位置の特例について」（平成24年12月6日付、広交規第1695号）により運用しているところであるが、大型キャンピング車等の自動車の使用の本拠の位置の特例等に係る本庁通達の整理及び統合に基づき、モーターホーム、ボート・トレーラー及びキャンピング・トレーラー（以下「モーターホーム等」という。）に係る使用の本拠の位置の特例及び認定事務処理要領について改正し、次のとおり取扱うこととしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については本通達の発出をもって廃止する。

第1 モーターホーム等

1 モーターホーム等における使用の本拠の位置の特例の趣旨

自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)における「使用の本拠の位置」とは、原則として、自動車の所有者その他自動車の管理責任者の所在地をいうものと解されているが、モーターホーム等については、その形状、使用実態等を踏まえ、当該自動車の所有者の住所地以外の場所であっても、第三者による厳格な保管管理が行われている施設に保管され、当該施設を当該自動車の使用の事実上の根拠地とすることが確実に見込まれる場合には、当該施設を使用の本拠の位置として一般的に認定することができることとしているもの。

2 使用の本拠の位置の特例措置

下記(1)の要件を満たす自動車であって、下記(2)の要件を満たす自動車保管施設に一定期間継続してその保管管理を委託されているものについては、当該施設を当該自動車の使用の本拠の位置として認める。

(1) 対象となる自動車

ア モーターホームについては、「自動車検査業務等実施要領について」（昭和36年11月25日付け自車第880号。運輸省自動車局長通達。以下「自動車局長通達」という。別添参照）に規定する特種用途自動車である「キャンピング車」であって、次のいずれかに該当する大きさの自動車であること。

自動車の長さ 5.7メートルを超えるもの

自動車の幅 1.9メートルを超えるもの

イ ボート・トレーラー及びキャンピング・トレーラーについては、自動車局長通達に規定する特種用途自動車である「ボートトレーラ」又は「キャンピングトレーラ」に該当するものであること。

(2) 自動車保管施設の要件

自動車の保管施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

ア 自動車の保有者からの委託を受けて、業として自動車の保管管理を行うものであること。

イ 管理人が指定されており、当該自動車の出入庫の状況が台帳等により記録されていること。

3 認定事務処理要領

(1) 事務処理要領

モーターホーム等の保有者から、自動車保管施設をモーターホーム等の使用の本拠の位置及び保管場所の位置とする登録自動車の保管場所証明の申請又は登録自動車若しくは軽自動車の届出（以下「申請等」という。）があったときは、次の要領により処理すること。

ア 申請等に係る自動車の確認

次に掲げる書面の提出を求め、申請等に係る自動車が上記2(1)に該当する自動車であるか確認すること（「車体の形状」欄がキャンピング車、ボートトレーラ又はキャンピングトレーラであること）。

(ア) 申請等に係る自動車が新規登録を受けようとする自動車又は新規に運行の用に供しようとする軽自動車である場合

自動車予備検査証又はその写し（これらの書類がない場合は、申請に係る自動車の長さ、幅及び付帯する設備の配置状況を記載した図面（カタログでも可））

(イ) (ア)以外の場合

自動車検査証又はその写し

イ 申請等に係る自動車保管施設の確認

自動車の保管に係る契約書又はその写しを求めるとともに、様式1号の自動車保管施設調査報告書を参考に現地調査を行い、申請等に係る自動車保管施設が上記2(2)の要件を満たしていることを確認すること。

なお、上記2(2)に掲げる基準への適合の有無は、それぞれ、次により判断するものとする。

(7) 2(2)アの基準

- a 契約の期間が概ね6か月以上であること。
- b 契約の内容が駐車場所としての賃貸借契約ではなく、契約に係る自動車の保管管理の委託を内容とすること。
- c 契約の内容に自動車の点検・整備の委託が含まれていること。
- d 自動車保管施設としての事業の継続性が認められること。

(イ) 2(2)イの基準

- a 管理人が指定され、当該管理人が不在のときは、門扉に施錠する等の措置が講じられること。
- b 自動車の出入庫については個々の自動車ごとに台帳等により記録されていること。なお、「台帳等」には磁気カード等も含まれる。
- c 自動車の出入庫状況の記録は、当該管理人の責任において行われること。
なお、管理人が不在のときに自動車の保有者等が当該自動車の出入庫をすることは妨げられるものではないが、その際には、当該自動車の保有者等が当該管理人にあらかじめその旨を連絡し、当該自動車の出入庫の状況を台帳等に記録した上で、当該管理人が確認する等の措置が講じられることが必要。

(2) 留意事項

ア 関係所属間における連携の強化

モーターホーム等の保有者から自動車保管施設を使用の本拠の位置とする申請等を受理しようとする場合又は自動車保管施設を開設しようとする者から相談等を受理した場合は、交通規制課と受理警察署等が緊密に連携した上で、適切に対応すること。

イ 申請等に係る書面が不備である場合における取扱い

モーターホーム等の保有者が申請等を行う際に、上記(1)ア又はイの書面を提示することができなかつた場合であっても、当該申請等を受理した上で、これらの書面を後日提出するよう求めること。

ウ 現地調査

(ア) 自動車保管施設が上記2(2)イの要件を満たしていることを確認するための現地調査は、保管場所証明事務を担当する警察職員が行うこと。

(イ) (ア)の現地調査は、当該自動車保管施設をモーターホーム等の使用の本拠の位置とする申請等が、初めてされたときに行うこととし、それ以降にされた申請等については、通常の現地調査で足りるものとする。

4 その他

(1) 教示

自動車保管施設を開設しようとする者から相談等があった際には、別紙の「自動車保管施設に対する指導事項」を参考に適切な教示すること。

(2) 認定後の適切な指導

上記2(2)の要件を満たしていることが確認された自動車保管施設において、その後、モーターホーム等の管理が適切に行われておらず、又は行われていないおそれがある場合には、自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定に基づき、当該保管施設の管理者等から報告又は資料の提出を求め、適正な保管管理が行われるよう指導すること。

なお、当該指導にもかかわらず、自動車の管理が適切に行われない場合には、以後、当該自動車保管施設を使用の本拠の位置と認定する運用を停止すること。

第2 離島居住者

1 趣旨

本土と2キロメートル以上離れた島の居住者は、常時、本土側に車庫を設け自動車を使用している場合でも、離島内で車庫を確保して自動車保管場所証明を受けなければならない。また、離島内に車庫を確保することが困難な場合においては、自動車保管場所証明を受けられず、自動車を保有できないなどの不都合が生じていたところであるが、法の適正な運用を図りつつ、このような不都合を解消し、公平性を担保するため、県内全ての離島居住者を対象として一定の要件を充足すれば、本土側の車庫を使用の本拠の位置と認定することができることとしたもの。

2 特例措置の要件

下記(1)の離島の居住者の自動車保管場所証明申請であって、下記(2)の要件の何れかを満たし、かつ、下記(3)の自動車保管場所が確保されているものについては、当該自動車保管場所を当該自動車の使用の本拠の位置と認めることとする。

(1) 離島の居住者

ア 離島とは、本土と島の間には橋が架かっておらず、島から本土に道路が直結していない島をいう。

この場合において、本土と他の島を経由して橋が架かり、橋を連続経由することにより本土と接続している島は離島に含まない。

イ 居住者とは、離島に住民票を登録している私人及び離島に法人登記している法人をいう。

(2) 要件

ア 専ら、離島外の本土等において自動車を使用するものであること

○ 離島外の本土等とは、本土及び本土と橋により接続している他の島をいう。

○ 専ら、本土等において自動車を使用するとは、本土等において自動車の運行管理、整備管理等の車両管理を行うほか、自動車の運行実態が本土等を主体とするものをいう。ただし、当該離島以外の離島における取扱いについて

もこれに準ずることができることとする。

イ 離島内で保管場所の確保が困難なものであること

ウ 離島内で自動車の使用が困難なものであること

自動車の使用が困難であることとは、離島内の道路幅員が狭小、道路延長が短いなど、実質的に自動車を使用できうる状況にないものをいう。

(3) 自動車保管場所

離島から航路等により接続された港から2キロメートル以内に、当該自動車の保管場所が確保されていること。

ここにいう航路等により接続された港とは、定期航路により接続された港のみでなく、申請者が漁船等船舶により上陸できる漁港等を含む。

3 事務処理要領

離島の居住者から申請等があったときは、次の要領により処理するものとする。

(1) 離島居住者であることの確認

原則として、申請等に係る申請者等の住所欄が当該離島であること。

(2) 要件充足の確認

2(2)のア、イ、ウの何れかの要件を充足していること。

様式第2号の上申書を添付させること。なお、従前通達の「上申書」については、当受理するものとする。

(3) 自動車保管場所の確認

ア 自動車の保管場所は、2(1)規定の離島から航路等により接続された港から2キロメートル以内であること。

イ 当該自動車の保管場所を使用の本拠の位置としていること。

(4) 本件特例措置に該当する離島であっても、申請者の住所から本土等の保管場所までが2キロメートル以内の場合、特例措置の適用は申請者の任意とすること。

【本件担当】

交通部交通規制課保管場所管理係

警電 705-426, 427

FAX 5009

別添

自 車 第 8 8 0 号
昭和36年11月25日

陸運局長 殿

自動車局長

自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（抜粋）

道路運送車両法に基づく職権による打刻等、自動車の検査及び二輪の小型自動車の車両番号の指定に関する行政事務の適正かつ能率的な実施を図るため、今般別添のとおり、自動車検査業務実施要領を定めたから、これらの行政事務についての取扱は、昭和37年1月1日（検査票の様式制定に係る部分は昭和37年4月1日）以降、この要領によることとされたい。

なお、この自動車検査業務等実施要領の制定の実施等に関する通達を下記のとおり廃止及び改正する。

記

- 1 廃止する通達〔省略〕
- 2 通達の一部改正〔省略〕
- 3 （参考）残存する主な通達〔省略〕

（別添）

自動車検査業務等実施要領

第1章 略

第2章 略

第3章 3-1から3-4-9まで略

3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。

自動車の種類	車体の形状
略	略
特種用途自動車	「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛省車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」「粉粒体運搬車」「粉粒体運搬車（トラクタ）」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「冷蔵冷凍車（トラクタ）」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「患者輸送車」「車いす移動車」「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘建柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農

	業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」
略	略

注1 略

注2 略

3-4-11から3-15まで略

第4章 略

第5章 略

第6章 略

自動車保管施設に対する指導事項

自動車保管施設の設置者又は管理者(以下「管理者等」という。)は、自動車の保管場所の確保等に関する法律を遵守するとともに、次の事項について誠実かつ適切に対応することにより、自動車の保管管理に努めるものとする。

1 対象となる自動車の要件

ア モーターホームについては、「自動車検査業務等実施要領について」(昭和36年11月25日付け自車第880号。運輸省自動車局長通達。以下「自動車局長通達」という。別添参照)に規定する特種用途自動車である「キャンピング車」であって、次のいずれかに該当する大きさの自動車であること。

自動車の長さ 5.7メートルを超えるもの

自動車の幅 1.9メートルを超えるもの

イ ボート・トレーラー及びキャンピング・トレーラーについては、自動車局長通達に規定する特種用途自動車である「ボートトレーラ」又は「キャンピングトレーラ」に該当するものであること。

2 自動車保管施設の要件

自動車の保管施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(1) 自動車の保有者からの委託を受けて業として自動車の保管管理を行うものであること。

ア 契約の期間は概ね6か月以上であること。

イ 契約の内容は、単なる駐車場所の賃貸借契約ではなく、契約に係る自動車の保管管理の委託を内容とするものであること。

ウ 契約の内容に自動車の点検・整備の委託が含まれていること。

(2) 管理人が指定され、当該自動車の出入庫の状況が台帳等により記録されていること。

ア 管理人が指定されていることが必要であり、当該管理人が不在のときは、門扉に施錠する等の措置が講じられること。

イ 自動車の出入庫の状況について、個々の自動車ごとに台帳等により記録されていること。

なお、「台帳等」には、磁気カードも含まれる。

ウ 自動車の出入庫の状況の記録は、当該管理人の責任において行われること。

なお、管理人が不在のときに自動車の保有者等が当該自動車の出入庫をすることは妨げられるものではないが、その際には、当該自動車の保有者等が当該管理人にあらかじめその旨を連絡し、当該自動車の出入庫の状況を当該台帳等に記録した上で、当該管理人が確認する等の措置が講じられること。

3 報告

管理者等は、当該施設の所在地を管轄する警察署長に次のとおり通報するとともに、警察署長の求める必要な報告等に誠実に協力するものとする。

(1) 管理者等は、自動車の保有者が保管管理契約を解約したときは、警察署長に通報すること。

(2) 管理者等は、自動車の保有者が、保管管理契約に違反し、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反を行い、又は行っているおそれがあると認めるときは、警察署長に通報すること。

平成 年 月 日

警察署長 様

所属 (係)
階級 (職名)
氏名

印

自動車保管施設調査報告書

みだしの調査を平成 年 月 日に実施した結果は次のとおりであるから、報告する。

- 1 施設所在地
- 2 施設名称
- 3 施設管理者
住所
氏名
連絡先
- 4 調査結果
適 否
- 5 調査内容

契約事項	期 間	6ヶ月以上としているか	適	否
	内 容	自動車の保管管理の委託を内容とするものとなっているか。	適	否
管理形態		自動車の点検・整備の委託が含まれているか。	適	否
	形態	管理人が指定されているか。	適	否
	形態	管理人不在のときは、門扉に施錠する等の措置が講じられているか。	適	否
その他	記 録	出入庫を記録できる体制となっているか。 (磁気カードによる記録も可)	適	否
	その他	施設に出入りするための道路は、特例措置に係る自動車が通行するに足りる幅員を有しているか。	適	否
		施設に出入りするための道路について、道路交通法第4条第1項の規定に基づく自動車の通行禁止の交通規制が行われていないか。	適	否
その他	他の法令により、自動車の保管場所として不相当であるとされる場所ではないか。	適	否	

- 6 調査結果が否である場合における具体的な理由

上 申 書

警察署長 様

- 私は、下記の住所に居住するものですが、私の居住地は
- 当社は、下記の所在地に所在するものですが、当社の所在地は

通称 _____島で、この度、自動車の保管場所証明申請を行うに際し、

- 専ら、島外の本土等において自動車を使用する
- 島内で自動車の保管場所を確保することが困難である
- 島内で自動車の使用が困難である

ことから、申請に係る「自動車の使用の本拠の位置」を申請等書類のとおり、島外の

使用の本拠の位置 _____

としたいので上申します。

平成 年 月 日

上申者

住所又は

所在地

氏名又は
名称

印

※ 該当する項目（居住地又は所在地及び理由）の を選択すること。